

## < 勘定科目一覧表 >

取引の内容	勘定科目
<b>(1) 資産項目</b>	
誰かにお金を立替えて支払った場合 (摘要には立替えた相手を書く) (精算を忘れずに！)	立替金
他社や従業員にお金を貸し付けた場合 (摘要には貸付けた相手を書く)	短期貸付金
経費の仮払いを行った場合 (摘要には仮払いをした相手を書く) (精算を忘れずに！)	仮払金
個人事業主が、事業用資金から事業以外の目的でお金を引き出した場合 (法人では使わない)	事業主貸
法人が設立されるまでの間に費用を支払った場合 (発起人に支払う報酬、設立登記のために支出する登録免許税や司法書士等への報酬、設立前に支払った事務所家賃 など) (商品・固定資産の取得は該当しません！)	創立費
法人が設立されてから、事業を開始するまでの間に開業準備の為に特別に費用を支出した場合 (開業準備の為に広告宣伝費、接待費、旅費、調査費 など) (商品・固定資産の取得や利子・家賃・給与・光熱費など経常的な費用は該当しません！)	開業費
<b>(2) 負債項目</b>	
社長・関係者・他社・他人からお金を借入れた場合 (摘要には借入れた相手を書く)	短期借入金
給料から源泉所得税、社会保険料、雇用保険料、市民税などを徴収した場合、報酬に係る源泉所得税を徴収した場合、これらの徴収したお金を支払った場合	預り金
一時的にお金を預かった場合 (摘要には預かった相手を書く) (精算を忘れずに！)	仮受金
金融機関で借入をした場合やその借入れの元金返済を行った場合 (返済総額のうち利息相当額は支払利息勘定に入力する。通帳で一行になっている場合は、二行に分けて仕訳を行う) (返済予定表のコピーを送付してください) < サンプル資料参照 >	長期借入金
個人事業主が、個人のお金を事業用資金として用立てた場合 (法人では使わない)	事業主借

取引の内容	勘定科目
-------	------

**(3) 売上項目**

売上の種類が複数ある場合に、内容を分けて把握したいときは、売上高、売上高のよ うに勘定科目を別に作成する  <u>消費税の注意点...輸出売上は免税になります</u>	売上高
本業以外の少額な収入(摘要には内容を書く)	雑収入
普通預金や定期預金などの利息	受取利息
株や出資等の配当金 ( <u>明細のコピーを送付して下さい</u> )	受取配当金

**(4) 経費項目**

商品などを仕入れた場合	仕入高
役員に対する給料 ( <u>通勤費は別にすると消費税で有利</u> )	役員報酬
従業員に対する給料 ( <u>通勤費は別にすると消費税で有利</u> )	給料手当
ボーナス(役員に対する賞与を除く)	賞与
社会保険料(健保・厚生)、労働保険料(労災・雇用)の会社負担分	法定福利費
社内での飲食(お茶・コーヒー・お菓子など)、忘年会、新年会、歓送迎会、祝い金、香典など の経費で従業員が対象となるもの  <u>消費税の注意点...祝い金、香典は非課税</u>	福利厚生費
社外に製品の製造を外注した場合など	外注費
売上に伴う運賃、宅急便など	荷造運賃
広告掲載料、ホームページの作成費用、チラシ作成費用、求人広告	広告宣伝費

消費税法上の注意点

- ・ 海外での支払いについては、すべて非課税になります。

取引の内容	勘定科目
<b>(4) 経費項目の続き</b>	
取引先接待のための飲食代。お中元、お歳暮、土産品、贈答品、祝い金、香典などの経費で取引先が対象となるもの。取引先とのゴルフプレー代 (年間400万円までは1割を所得加算、400万円を超える部分は全額加算) (一人当たり5,000円以下の飲食交際費については、別紙を参照して下さい)  <u>消費税の注意点...ゴルフ場利用税、祝い金、香典、商品券、プリペイドカードなどは非課税</u>	交際費
取引先との打ち合わせのための喫茶代、ランチ代(一人3,000円程度まで)、会場の使用料	会議費
電車代、高速代、駐車場代、タクシー代、出張旅費(移動手段、ホテル代など)  <u>消費税の注意点...海外出張は非課税(国内の移動手段を別にすれば消費税で有利)</u>	旅費交通費
切手代、郵送料、ハガキ代、電話料金、携帯電話料金(購入費用を含む)、インターネット利用料  <u>消費税の注意点...国際電話は非課税</u>	通信費
オフィス家具類、電化製品類、OA機器類で300,000円未満(注)のもの(300,000円以上のものを購入された場合は資産に計上します)( <u>請求書のコピーを送付して下さい</u> )	消耗品費
事務用品、ノート類、コピー用紙、コピーカウンター料	事務用品費
車両、備品、建物、機械などの資産の修理にかかるもの( <u>見積書、契約書、領収書のコピーを送付してください</u> )	修繕費
電気代、ガス代、水道代	水道光熱費
新聞代、雑誌代、書籍代 (日常的に発生しないものについては「雑費」で処理)	新聞図書費
町内会会費、カード年会費、各種組合費など	諸会費
振込手数料、協力業者などへの謝礼、業務(税理士、司法書士、社会保険労務士など)に対する報酬( <u>報酬に係る源泉所得税がありますのでお忘れなく!</u> ) <サンプル資料参照>	支払手数料
ガソリン代、オイル交換、タイヤ代など車両の維持に必要な費用	車両費
事務所や店舗の家賃(共益費を含み、電気代、ガス代、水道代は含まない)、駐車場代( <u>契約書のコピーを送付してください</u> )  <u>消費税の注意点...地代は非課税(駐車場は課税)、家賃は課税になります</u>	地代家賃
リース料金( <u>契約書のコピーを送付してください</u> )	リース料
生命保険料、損害保険料、自動車保険料( <u>契約書のコピーを送付してください</u> )	保険料

#### 消費税法上の注意点

- ・ 海外での支払いについては、すべて非課税になります。

(注) 平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に取得した減価償却資産については、損金算入できる金額の限度額が年300万円となりました。

取引の内容	勘定科目
-------	------

(4)経費項目の続き

収入印紙、自動車税、固定資産税、償却資産税などの税金(法人税、法人事業税、法人府県民税、法人市民税は、未払法人税等に入力して下さい)	租税公課
寄付をされた場合	寄付金
売掛金や貸付金などが回収不能になった場合(法的に回収不能となったもの)	貸倒損失
その他の費用(他の勘定科目に該当しないもの、臨時的な支出、少額な支出、重要でない支出)	雑費
借入金の利息部分(返済予定表のコピーを送付して下さい) <サンプル資料参照>	支払利息

消費税法上の注意点

- ・ 海外での支払いについては、すべて非課税になります。